「入札談合等関与行為防止法」理解度チェックテスト　解答・解説

	No.	問題内容	解答	解説
概要編	問1	入札談合等関与行為防止法の対象となる発注機関は、国及び地方公共団体のみである。	×	入札談合等関与行為防止法が対象としている発注機関は、次のとおりです。 ① 国 ② 地方公共団体 ③ 国又は地方公共団体が資本金の2分の1以上出資している法人 ④ 特別の法律により設立された法人のうち、国又は地方公共団体が法律により、常時、発行済株式の総数又は総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式の保有を義務付けられている株式会社（③及び④の法人を「特定法人」という。） なお、国と地方公共団体の出資を合計して2分の1以上となる法人も対象となります。 ただし、上記③及び④の特定法人が更に出資している株式会社等については、たとえ特定法人の出資が2分の1以上であったとしても対象となりません。
	問2	入札談合等関与行為防止法の対象は入札のみであり、複数の事業者を指名して見積りを徴収し、当該見積りで示された金額を比較して契約先を決定する形態のもの、いわゆる指名見積り合わせは入札談合等関与行為防止法の対象にはならない。	×	入札談合等関与行為防止法の適用対象には、一般競争入札及び指名競争入札のほか、随意契約のうち、複数の事業者を指名して見積りを徴収し、当該見積りで示された金額を比較して契約先を決定する形態のもの（指名見積り合わせ）等も含まれます。 このような形態の随意契約は、実質的に競争入札と変わるところがなく、公正取引委員会においても従来から競争入札と同様のものとして扱っています。
	問3	入札談合等関与行為防止法における入札談合等関与行為とは、発注機関の職員が、事業者による入札談合等の独占禁止法違反行為に関与する行為であり、同法では、①談合の明示的な指示、②受注者に関する意向の表明、③発注に係る秘密情報の漏えいの3類型のみが定められている。	×	入札談合等関与行為防止法では、職員が入札談合等（競争により相手方を選定する方法により行う契約の締結に関し、参加事業者が他の事業者と共同して受注予定者を決定する等により、独占禁止法に違反する行為〔第2条第4項〕）に関与する行為として、 ① 談合の明示的な指示 ② 受注者に関する意向の表明 ③ 発注に係る秘密情報の漏えい ④ 特定の談合の幇助 の4類型を、第2条第5項第1号から第4号において定めています。
	問4	入札談合等関与行為防止法は、発注機関の「職員」が遵守しなければならない法律であるため、職員による入札談合等関与行為が認められた場合であっても、発注機関が組織としての対応を求められることはない。	×	公正取引委員会は、受注者である事業者側に対する入札談合の調査の結果、入札談合等関与行為があると認めるときは、発注機関に対し、その排除のために必要な改善措置を要求することができます。当該要求を受けた発注機関は、自ら事実関係を調査し、必要と認める改善措置を講じなければなりません。発注機関が行った調査の結果及び講じた改善措置の内容については、公表するとともに、公正取引委員会に通知しなければなりません。 （参考） 発注機関において講じる改善措置の具体的内容 入札及び契約に関する事務に係る改善措置については、発注機関が自らの調査結果に基づき再発防止のため講じるものです。このため、問題となった事案の内容や当該発注機関が採用している入札・契約制度等により具体的な措置内容は異なるものと考えられますが、例えば、次のような措置が挙げられます。 ① 組織内部における内部規則の見直し・職員への周知徹底 ② 入札・契約に関する第三者による監視機関の設置 ③ 入札に関する情報管理の徹底 ④ コンプライアンス担当部署の設置　等
	問5	発注機関の職員による入札談合等関与行為が認められた場合、発注機関は、公正取引委員会からの改善措置要求に基づく調査の結果、当該職員に対して損害賠償請求や懲戒処分を行うことがある。	○	発注機関は、入札談合等関与行為を行った職員に対して、賠償責任の有無等を調査の上、故意・重過失がある場合には、速やかに損害の賠償を求めなければならないこととされています。また、発注機関の行った賠償責任の有無等の調査の結果については公表しなければならないこととされています。（第4条） 発注機関は、当該職員の行為が懲戒事由に該当するかどうか調査しなければならないこととされています。また、この調査の結果については公表しなければならないこととされています。（第5条）なお、本規定で発注機関に義務付けられているのは調査及び調査結果の公表までであり、処分を行うか否かは発注機関の任命権者等の裁量に委ねられています。 したがって、入札談合等関与行為を行った職員は、発注機関の調査の結果、発注機関から、損害賠償請求や懲戒処分を受けることがあります。

	No.	問題内容	解答	解説
事例編	問6	発注方法を随意契約から競争入札に切り替えることになり、現場では混乱が生じるおそれがあったことから、事業者に対し、年間の発注計画に基づき、混乱しないように事業者同士で受注を調整するよう指示した。	×	事業者による入札談合等を行わせる行為は、入札談合等関与行為の1つである「談合の明示的な指示」（第２条第５項第１号）として禁止されており、本問のような行為は入札談合等関与行為防止法上、問題となり得る行為になります。
	問7	ある入札の落札業者A社との挨拶の中で、同社から発注機関の職員に、「来年〇月発注の△物件（の入札等）も頑張りますので、また是非お願いします」との発言があったところ、品質を確保するためには実績のある業者に頼むのがよいと考え、発注機関の職員が「御社の仕事は丁寧ですし、こちらとしても安心してお任せできますから、△物件も御社でお願いします」と応じた。	×	受注者を指名又は受注を希望する事業者名を教示することは、入札談合等関与行為の１つである「受注者に関する意向の表明」（第２条第５項第２号）として禁止されており、本問のように発注機関の職員が事業者に受注者を指名するような行為は問題となり得る行為になります。
	問8	組織内の正式な手続に則って既にウェブサイトで公表している入札に関する情報について、事業者から問い合わせがあったため、当該ウェブサイトの掲載場所を教示した。	〇	入札談合等関与行為の1つである「発注にかかる秘密情報の漏えい」（第２条第５項第３号）における「情報」とは、以下の2つの条件を満たすものです。 ① 特定の事業者又は事業者団体が知ることにより入札談合等を行うことが容易となる情報であること ② 秘密として管理されているものであること 本問のような、組織内の正式な手続に則って既にウェブサイトで公表している情報は、一般的に、秘密として管理されているものではないと考えられるため、単に当該ウェブサイトの掲載場所を教示するのみであれば、入札談合等関与行為（発注に係る秘密情報の漏えい）には該当しません。 なお、発注に係る秘密情報については、入札談合等関与行為防止法の適用の有無にかかわらず、外部に漏えいすることのないよう厳格に管理することが必要であることはいうまでもありません。
	問9	発注者の職員は、事業者D社から次のような依頼を受けた。 「公表されている発注見通しによれば、今年度の第3四半期にX工事、Y工事、Z工事の競争入札が行われるようだが、X工事についてはA社、Y工事についてはB社、Z工事についてはC社が必ず入札に参加できるように指名したり入札参加条件を設定したりしていただきたい」。 依頼を受けたA社、B社、C社は、それぞれ過去にX工事、Y工事、Z工事と現場の近い工事を受注していることから、職員は依頼に応じることにした。	×	入札談合等関与行為の１つである「特定の談合の幇助」（第２条第５項第４号）は、特定の入札談合に関し、①事業者等からの依頼を受け又は自ら働きかけ、②職務に違反して、③入札談合を容易にする目的で行う幇助行為をいいます。 例えば、入札談合等を行いやすくするために事業者にとって都合のよい事業者を入札参加者等として指名したり、入札参加条件を恣意的に設定したりする行為が該当します。 本問の場合、D社は他社が特定の工事の入札に必ず参加できるようにしてもらいたい旨依頼しており、事業者間で入札談合等が行われていることが疑われます。本問のようにD社の依頼を受けて、A～C社がそれぞれX～Z工事の入札に必ず参加できるようにすることは、「特定の談合の幇助」に当たる可能性があるため、このような行為は問題となり得る行為になります。
	問10	特定の事業者Aから、「今回の入札案件の予定価格はこのくらい（指3本を立てて示す）でしょうか」と尋ねられた職員は、「そこまではいかないですよ」と応じた。	×	特定の事業者に対する秘密情報の漏えいは、事業者による独占禁止法違反行為がなくても、職員による入札等の妨害（第８条）とされる場合があります。実際に、特定の事業者に契約可能な金額を漏えいしたとして違反とされた事例等があります。 なお、事業者による独占禁止法違反行為が前提となっている場合に、例えば、本問のように事業者から示された（積算）金額に対し、予定価格が当該（積算）金額に比して高額又は低額であることを教示することは、「発注に係る秘密情報の漏えい」に該当します。（問8の解説を参照。） そのため、本問のような行為を行った場合には入札談合等関与行為防止法上、問題となり得る行為となります。 （参考） 職員による入札等の妨害（第８条）について 発注機関職員が、発注機関が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、入札談合を唆(そそのか)すこと、予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、５年以下の拘禁刑又は250万円以下の罰金に処されることとされています（第８条）。 「入札談合等関与行為」は、①談合の明示的な指示、②受注者に関する意向の表明、③発注に係る秘密情報の漏えい及び④特定の談合の幇助の４類型が定められていますが、「職員による入札等の妨害の罪」は、職員が、職務に反し、入札談合を唆すこと等により、入札等の公正を害すべき行為を行うことが処罰の対象となっており、行為の態様が上記の４類型に限定されているわけではありません。 本規定は、独占禁止法違反行為の存在を前提としたものではありませんので、公正取引委員会の行う入札談合等に関する調査が契機となる場合に限定されず、捜査機関（検察・警察）が独自に探知して捜査が開始される場合もあります。